

旅券法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ <u>旅券法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	1
○ <u>旅券法施行令</u> e-Gov 法令検索 (抄)	5
○ <u>旅券法施行規則</u> e-Gov 法令検索 (抄)	7
○ <u>戸籍法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	8

昭和二十六年法律第二百六十七号

旅券法

（公用旅券の発給の請求）

第四条 公用旅券の発給の請求は、当該公用旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「対象者」という。）が国内に在る場合においては各省各庁の長が外務大臣に対し、対象者が国外に在る場合においては各省各庁の長が外務大臣に対し、又は当該対象者が領事官に対し、次に掲げる書類及び写真を提出してするものとする。

- 一 公用旅券発給請求書
- 二 対象者の写真
- 三 使用人にあつては、戸籍謄本

四 国外において対象者がする請求にあつては、公用旅券の発給を必要とする理由を立証する書類

2 前項の場合において、対象者が本邦と外務大臣が指定する地域以外の地域との間を数次往復しようとするときは、その旨及び理由を公用旅券発給請求書に記載して、数次往復用の公用旅券の発給を請求することができる。

（一般旅券の発行）

第五条 外務大臣又は領事官は、第三条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域（第三項及び第四項において「指定地域」という。）以外の全ての地域を渡航先として記載した有効期間が十年の数次往復用の一般旅券を発行する。ただし、当該発給の申請をする者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期間を五年とする。

- 一 有効期間が五年の一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して申請する者である場合
- 二 十八歳未満の者である場合

2 外務大臣又は領事官は、前条ただし書の規定に該当する場合において一般旅券を発行するとき、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録を行つていない一般旅券を発行するとき、又は第十三条第一項各号のいずれかに該当する者に対し一般旅券を発行するとき（第五項において「限定発行の事由があるとき」と総称する。）は、前項の一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を十年（当該一般旅券の発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年）未満とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、外務大臣又は領事官は、指定地域へ渡航しようとする者が第三条の規定による発給の申請をする場合には、渡航先を個別に特定して記載した有効期間が十年（当該発給の申請をする者が第一項第二号に掲げる場合に該当するときは、五年）の一往復用の一般旅券を発行するものとする。ただし、外務大臣が適当と認めるときは、渡航先を個別に特定して記載した有効期間

が十年（当該発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年）以下の数次往復用の一般旅券を発行することができる。

4 前三項の規定にかかわらず、外務大臣又は領事官は、第十条第一項又は第十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき第三条の規定による発給の申請をする者が、有効期間を現有旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券（第十四条において「残存有効期間同一旅券」という。）の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載する場合には、その有効期間及び種類が当該現有旅券の残存有効期間及び種類と同一である一般旅券であつて、当該現有旅券の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める地域を渡航先として記載したものを発行する。

- 一 次号及び第三号に掲げる現有旅券以外の現有旅券 指定地域以外の全ての地域
- 二 第二項、この号又は次項の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載した現有旅券 当該現有旅券に渡航先として記載されていた地域と同一の地域（指定地域を除く。）
- 三 前項又はこの号の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載した現有旅券 渡航先として個別に特定して記載する地域（当該現有旅券に渡航先として記載されていた指定地域を含み、当該現有旅券に渡航先として記載されていなかった指定地域を除く。）

5 外務大臣又は領事官は、限定発行の事由があるときは、前項第一号又は第二号に掲げる現有旅券について同項の規定により発行する一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を当該現有旅券の残存有効期間未満とすることができるものとし、同項第三号に掲げる現有旅券について同項の規定により発行する一般旅券につき、有効期間を当該現有旅券の残存有効期間未満とすることができる。

（一般旅券の発給をしない場合等の通知）

第十四条 外務大臣又は領事官は、前条の規定に基づき一般旅券の発給若しくは渡航先の追加をしないと決定したとき、又は第五条第二項若しくは第五項の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載し、若しくは有効期間を十年（一般旅券の発給の申請をする者が、同条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは五年、残存有効期間同一旅券の発給の申請をする者であるときはその現有旅券の残存有効期間）未満とすると決定したとき（第四条の二ただし書の規定に該当する場合において一般旅券を発行するときを除く。）は、速やかに、理由を付した書面をもつて一般旅券の発給又は渡航先の追加を申請した者にその旨を通知しなければならない。

（旅券の失効）

第十八条 旅券は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- 一 旅券の名義人が死亡し、又は日本の国籍を失つたとき。
- 二 旅券の発給を申請し、又は請求した者が当該旅券の発行の日から六月以内に当該旅券を受領しない場合には、その六月を経過したとき（国外において発行された一般旅券については、当該一般旅券の発給を申請した者が当該一般旅券の発行の日から六月以内に当該一般旅券を受領することができないやむを得ない事情があると外務大臣又は領事官が認めるときを除く。）。
- 三 一往復用の旅券の名義人が当該旅券の発行の日から六月以内に本邦を出国しない場合には、その六月を経過したとき。
- 四 旅券の有効期間が満了したとき。
- 五 一往復用の旅券の名義人が本邦に帰国したとき。
- 六 第八条第二項、第三項若しくは第五項又は第十条第三項の規定により返納された旅券にあつては、当該返納された旅券に代わる旅券の交付があつたとき。

七 前条第一項又は第五項の規定による届出があつたとき（同条第三項、第四項又は第六項の規定による確認の結果、届け出られた旅券の紛失又は焼失の事実を確認することができず、その旨を届出者に通知するときを除く。）。

八 次条第一項の規定により返納を命ぜられた旅券にあつては、同項の期限内に返納されなかつたとき、又は外務大臣若しくは領事官が、当該返納された旅券が効力を失うべきことを適当と認めたと

き。
2 外務大臣は、旅券が前項第七号又は第八号に該当して効力を失つたときは、遅滞なくその旨を官報に告示しなければならない。

（国内における手数料）

第二十条 国内において次の各号に掲げる処分の申請をする者は、政令で定めるところにより、当該各号に定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 第五条第一項本文の一般旅券の発給 一万四千元

二 第五条第一項ただし書の一般旅券の発給 九千元（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、四千元）

三 前二号に掲げる一般旅券以外の一般旅券の発給 四千元

四 一般旅券の渡航先の追加 千三百円

五 渡航書の発給 二千五百円

2 第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失つた一般旅券の発給に係る申請をした者が、当該効力を失つた日から五年以内に最初に前項第一号から第三号までに掲げる処分の申請をする場合には、政令で定めるところにより、当該各号に定める額に四千元を加えた額の手数料を、国に納付しなければならない。

3 都道府県は、国内において第一項第一号から第四号までに掲げる処分の申請をする者から、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。この場合において、都道府県は、都道府県における当該事務に要する実費を勘案して政令で定める額を標準として、当該手数料の額を定めなければならない。

4 第一項第一号から第四号までに掲げる処分の申請をする者が、第三条第一項ただし書（第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により直接外務大臣に申請する場合には、当該各号に定める額（第二項に規定する場合には、同項に定める額）に政令で定める額を加えた額の手数料を、国に納付しなければならない。

5 一般旅券の発給を必要とする原因が関係官庁の過失によつて生じた場合には、前各項の規定にかかわらず、手数料を納付することを要しない。

6 大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るために特に必要があると外務大臣が認める場合には、政令で定めるところにより、第一項、第二項及び第四項の規定による国に納付すべき手数料を減額し、又は免除することができる。

（国外における手数料）

第二十条の二 国外において前条第一項各号に掲げる処分の申請をする者は、政令で定めるところにより、当該各号に定める額に同条第四項の政令で定める額を加えた額に相当するものとして政令で定める額の手数料を、国に納付しなければならない。

2 前条第二項の規定は、国外において同条第一項第一号から第三号までに掲げる処分の申請をする者について準用する。この場合において、同条第二項中「定める額に」とあるのは「定める額に第四項

の政令で定める額及び」と、「加えた」とあるのは「加えた額に相当するものとして政令で定めると、それぞれ読み替えるものとする。

3 前条第五項及び第六項の規定は、国外において同条第一項各号に掲げる処分の申請をする者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあり、及び同条第六項中「第一項、第二項及び第四項」とあるのは、「次条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（外務省令への委任）

第二十二条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、外務省令で定める。

平成元年政令第百二十二号

旅券法施行令

（国内における国に納付する手数料の納付の方法）

第一条 旅券法（以下「法」という。）第二十条第一項及び第二項の手数料は、当該手数料の額に相当する収入印紙を一般旅券又は渡航書の受領証に貼って納付するものとする。

（都道府県が徴収する手数料の額の標準）

第二条 法第二十条第三項の政令で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 法第二十条第一項第一号から第三号までの処分に係る手数料 二千三百円（同条第二項の規定の適用を受ける場合には、四千三百円）。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。第五条において同じ。）を使用する方法により当該処分の申請をする場合には、千九百円（法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合には、三千九百円）とする。
- 二 法第二十条第一項第四号の処分に係る手数料 三百円

（直接外務大臣に申請する場合の手数料の額）

第三条 法第二十条第四項の政令で定める額は、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

（国外における手数料の額及び納付の方法）

第五条 法第二十条の二第一項の政令で定める手数料の額は、外国貨幣換算率（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百十四条の規定に基づいて財務大臣が定める外国貨幣換算率をいう。以下この条において同じ。）により邦貨に換算した場合の額が次の各号に掲げる手数料の種類に応じそれぞれ当該各号に定める金額の範囲内の額となるよう、領事官の所在国ごとに当該国の通貨をもって外務省令で定める額とする。

- 一 法第二十条第一項第一号の処分に係る手数料 一万六千二百円以上一万六千四百円以下
- 二 法第二十条第一項第二号の処分に係る手数料 一万千二百円以上一万千四百円以下（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、六千二百円以上六千四百円以下）
- 三 法第二十条第一項第三号の処分に係る手数料 六千二百円以上六千四百円以下
- 四 法第二十条第一項第四号の処分に係る手数料 千五百円以上千七百円以下
- 五 法第二十条第一項第五号の処分に係る手数料 二千四百円以上二千六百円以下

2 前項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、国外において法第二十条第一項第一号から第三号までの処分の申請をする者が、電子情報処理組織を使用する方法により当該処分の申請をする場合における手数料の額は、外国貨幣換算率により邦貨に換算した場合の額が次の各号に掲げる手数料の種類に応じそれぞれ当該各号に定める金額の範囲内の額となるよう、領事官の所在国ごとに当該国の通貨をもって外務省令で定める額とする。

- 一 法第二十条第一項第一号の処分に係る手数料 一万五千八百円以上一万六千円以下
- 二 法第二十条第一項第二号の処分に係る手数料 一万八百円以上一万千円以下（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、五千八百円以上六千円以下）
- 三 法第二十条第一項第三号の処分に係る手数料 五千八百円以上六千円以下

3 法第二十条の二第二項において読み替えて準用する法第二十条第二項の政令で定める手数料の額は、外国貨幣換算率により邦貨に換算した場合の額が次の各号に掲げる手数料の種類に応じそれぞれ当該各号に定める金額の範囲内の額となるよう、領事官の所在国ごとに当該国の通貨をもって外務省令で定める額とする。

- 一 法第二十条第一項第一号の処分に係る手数料 二万二千二百円以上二万二千四百円以下
- 二 法第二十条第一項第二号の処分に係る手数料 一万七千二百円以上一万七千四百円以下（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、一万二千二百円以上一万二千四百円以下）
- 三 法第二十条第一項第三号の処分に係る手数料 一万二千二百円以上一万二千四百円以下

4 前項の規定にかかわらず、国外において法第二十条第一項第一号から第三号までの処分の申請をする者（同条第二項の規定の適用を受ける者に限る。）が、電子情報処理組織を使用する方法により当該処分の申請をする場合における手数料の額は、外国貨幣換算率により邦貨に換算した場合の額が次の各号に掲げる手数料の種類に応じそれぞれ当該各号に定める金額の範囲内の額となるよう、領事官の所在国ごとに当該国の通貨をもって外務省令で定める額とする。

- 一 法第二十条第一項第一号の処分に係る手数料 二万千八百円以上二万二千円以下
- 二 法第二十条第一項第二号の処分に係る手数料 一万六千八百円以上一万七千円以下（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、一万千八百円以上一万二千円以下）
- 三 法第二十条第一項第三号の処分に係る手数料 一万千八百円以上一万二千円以下

5 前各項の手数料は、領事官の所在国の通貨をもって領事官に納付するものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、第一項（第四号に係る部分を除く。）から第四項までの手数料を納付しようとする者は、外務省令で定めるところにより、当該手数料を邦貨をもって外務大臣に納付することができる。この場合における手数料の額は、法第二十条第一項第一号から第三号までの処分に係るものについては同条第四項に定める額とし、同条第一項第五号の処分に係るものについては同号に定める額とする。

令和7年5月26日 施行 現在施行

旅券法施行規則の一部を改正する省令（令和七年外務省令第十二号）

Law RevisionID:504M60000020010_20250526_507M60000020012

令和四年外務省令第十号

旅券法施行規則

（手数料の納付の方法）

第二十三条 法第二十条第四項に規定する手数料は、当該手数料の額に相当する収入印紙を旅券又は渡航書の受領証に貼って納付するものとする。

令和7年10月1日 施行 現在施行

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）

Law RevisionID:322AC0000000224_20251001_505AC0000000053

昭和二十二年法律第二百二十四号

戸籍法

第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例等

第二百十条 第百十九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項まで（これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。）の請求は、戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて、磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍証明書」という。）又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「除籍証明書」という。）についてすることができる。

② 戸籍証明書又は除籍証明書は、第百条第二項及び第百八条第二項の規定並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）その他の法令の規定の適用については、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本とみなす。